

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第四十号

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又はへき地の公立学校に勤務する教育職員の子弟であつて」を「であつて」に改める。

第三条第二号中「又はへき地の公立学校に勤務する教育職員の子弟」を削り、同条第三号を削り、同条第四号中「であつて」を「であつて」に改め、同号を同条第三号とする。

第五条第二項中「き損し」を「毀損し」に、「よつて」を「よつて」に改め、同項ただし書中「き損」を「毀損」に改める。

第八条中「五千六百元」の下に「(個室を使用する場合にあつては、七千円)」を加える。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第八条の規定の適用については、当分の間、「五千六百元」とあるのは「二千八百円」と、「七千円」とあるのは「三千五百円」とする。

(徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年徳島県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一項の見出しを削り、同項中「(以下「施行日」という。)」を削る。

附則第二項の前の見出し及び同項を削り、附則第三項を附則第二項とする。

附則第四項を削る。

附則

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第一条中徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例第一条、第三条及び第五条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例第八条及び附則第二項の規定は、この条例の施行の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「適用月」という。）以後の使用料について適用し、適用月前の使用料については、なお従前の例による。